

東吾妻町空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領

平成30年11月28日
告示第117号

(趣旨)

第1条 この告示は、東吾妻町空き家バンク制度実施要綱（平成30年東吾妻町告示第116号。以下「実施要綱」という。）に基づく空き家バンク制度の趣旨に賛同し、町の依頼に基づき取引を媒介する事業者（以下「登録事業者」という。）の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、実施要綱の例による。

(登録事業者の要件)

第3条 登録事業者となることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であること。
- (2) 実施要綱第4条において規定する宅建協会のうち、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会吾妻支部（以下「吾妻支部」という。）の所属会員であること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 東吾妻町暴力団排除条例（平成24年東吾妻町条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(登録事業者の募集)

第4条 町長は、広報、町のホームページ等及び吾妻支部の協力により、空き家バンク制度の趣旨に賛同する事業者を募集するものとする。

(登録方法)

第5条 登録事業者となることを希望する事業者は、東吾妻町空き家バンク事業者登録申請書（様式第1号）に、宅地建物取引業者免許証の写し及び納税証明書を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、当該申請をした事業者を登録事業者として登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、登録をした旨を東吾妻町空き家バンク事業者登録完了通知書（様式第2号）により、当該登録事業者に通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、東吾妻町空き家バンク事業者登録不可通知書（様式第3号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

(1) 第3条各号にいずれかに該当しないことが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、空き家バンク制度の目的を損ない、又は目的に寄与しない者であると認めるとき。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第6条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、東吾妻町空き家バンク事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り

消すとともに、東吾妻町空き家バンク事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該登録事業者へ通知するものとする。

- (1) 登録事業者から東吾妻町空き家バンク事業者登録取消届出書（様式第6号）が提出されたとき。
- (2) 内容を偽って申請したことが判明したとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) その他町長が適切でない判断をしたとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者に損害が発生した場合であっても、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

（登録事業者の役割）

第8条 登録事業者は、実施要綱第6条の規定により登録されている登録物件の売買又は賃貸借の媒介を行う。

（登録物件を媒介する登録事業者の決定）

第9条 町長は、第5条第2項の規定により登録された登録事業者の中から、登録物件を扱う登録事業者（以下「取扱事業者」という。）を決定するものとする。

2 町長は、第7条の規定により登録が取り消された場合は、物件登録者に報告するとともに当該登録物件に係る取扱事業者を再度決定するものとする。

（登録物件に対する交渉等）

第10条 取扱事業者は、登録物件の売買又は賃貸借の交渉等を行うものとする。

2 取扱事業者は、登録物件に対する交渉等の状況を東吾妻町空き家バンク制度媒介結果報告書（様式第7号）により、町長に報告するものとする。

（媒介に係る報酬）

第11条 前条の規定に基づく業務により取引が成立した場合に受け取ることができる報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

（取扱事業者の責務）

第12条 取扱事業者は、次に掲げる事項を留意の上、媒介を行うものとする。

- (1) 物件登録者や利用登録者の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応するものとする。
- (2) 取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理するものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。